

山口県報

平成26年
12月26日
(金曜日)

目 次

- 規則
- 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日定める規則(人事課).....一
- 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日定める規則(人事課).....一
- 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日定める規則(人事課).....一
- 人委規則
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則.....一
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則.....四
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則.....六



一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日定める規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十一号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日定める規則

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年山口県条例第四十一号)附則第一項第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年十二月二十六

日とする。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日定める規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十二号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日定める規則

一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年山口県条例第四十二号)の施行期日は、平成二十六年十二月二十六日とする。

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日定める規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十三号

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日定める規則

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年山口県条例第四十四号)の施行期日は、平成二十六年十二月二十六日とする。



給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十四号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一「精神保健福祉センター」の項中「三二二、八〇〇円」を「三二六、九〇〇円」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二 調整基本額表

一 行政職給料表

職務の級	調整基本額
一級	六、七〇〇円
二級	八、六〇〇円
三級	九、八〇〇円
四級	一〇、四〇〇円
五級	一〇、八〇〇円
六級	一一、四〇〇円
七級	一二、三〇〇円
八級	一二、九〇〇円
九級	一四、六〇〇円

二 公安職給料表

職務の級	調整基本額
一級	八、一〇〇円

三 海事職給料表

職務の級	調整基本額
二級	八、九〇〇円
三級	九、六〇〇円
四級	一〇、八〇〇円
五級	一一、五〇〇円
六級	一二、八〇〇円
七級	一二、三〇〇円
八級	一二、七〇〇円
九級	一三、三〇〇円

四 研究職給料表

職務の級	調整基本額
一級	七、一〇〇円
二級	八、八〇〇円
三級	一〇、八〇〇円
四級	一二、四〇〇円
五級	一三、〇〇〇円
六級	一四、四〇〇円

六 医療職給料表(二)

職務の級	調	整	基	本	額
一級	六、三〇〇円				
二級	八、二〇〇円				
三級	九、三〇〇円				
四級	九、九〇〇円				
五級	一〇、七〇〇円				
六級	一一、五〇〇円				
七級	一二、四〇〇円				

五 医療職給料表(一)

職務の級	調	整	基	本	額
一級	一一、〇〇〇円				
二級	一三、三〇〇円				
三級	一四、八〇〇円				
四級	一五、八〇〇円				

二級	九、五〇〇円
三級	一一、一〇〇円
四級	一一、九〇〇円
五級	一四、八〇〇円

九 教育職給料表(二)

職務の級	調	整	基	本	額
一級	九、一〇〇円				
二級	一一、三〇〇円				
三級	一二、二〇〇円 (学校職員給与条別表第三イの備考(二)に定める学校職員にあつては、一二、四〇〇円)				
四級	一三、四〇〇円				

八 教育職給料表(一)

七級	一二、七〇〇円
六級	一一、八〇〇円
五級	一〇、六〇〇円
四級	一〇、二〇〇円
三級	九、九〇〇円
二級	九、六〇〇円
一級	八、二〇〇円

七 医療職給料表(三)

職務の級	調	整	基	本	額
一級	八、二〇〇円				

備考 この表は、学校職員については、医療職給料表と読み替えて適用する。

二級	一一、一〇〇円
三級	一一、八〇〇円（学校職員給与条列別表第三口の備考(二)に定める学校職員にあつては、一一、〇〇〇円）
四级	一三、〇〇〇円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十五号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年山口県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。
別表の備考以外の部分を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	30,000
1 年 以 上 2 年 未 満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	27,000
2 年 以 上 3 年 未 満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	24,000
3 年 以 上 4 年 未 満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	21,000
4 年 以 上 5 年 未 満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	18,000
5 年 以 上 6 年 未 満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	15,000
6 年 以 上 7 年 未 満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	12,000
7 年 以 上 8 年 未 満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	9,000
8 年 以 上 9 年 未 満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	6,000
9 年 以 上 10 年 未 満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	3,000
10 年 以 上 11 年 未 満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	
11 年 以 上 12 年 未 満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	
12 年 以 上 13 年 未 満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	
13 年 以 上 14 年 未 満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	
14 年 以 上 15 年 未 満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	
15 年 以 上 16 年 未 満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	
16 年 以 上 17 年 未 満	407,800	362,700	303,700	247,200	182,100	
17 年 以 上 18 年 未 満	403,400	358,700	300,400	244,600	180,500	
18 年 以 上 19 年 未 満	399,000	354,700	297,100	242,000	178,900	
19 年 以 上 20 年 未 満	394,600	350,700	293,800	239,400	177,300	
20 年 以 上 21 年 未 満	390,200	346,700	290,500	236,800	175,700	
21 年 以 上 22 年 未 満	370,800	329,800	276,700	224,800	166,500	
22 年 以 上 23 年 未 満	351,000	312,600	262,700	212,900	156,700	
23 年 以 上 24 年 未 満	331,700	295,900	249,200	200,900	147,600	
24 年 以 上 25 年 未 満	312,300	279,000	235,300	189,100	137,900	
25 年 以 上 26 年 未 満	292,800	262,100	221,600	177,300	128,700	
26 年 以 上 27 年 未 満	270,100	241,300	204,000	162,900	117,700	
27 年 以 上 28 年 未 満	247,900	220,900	186,900	148,600	107,300	
28 年 以 上 29 年 未 満	225,500	200,500	169,600	134,300	97,000	
29 年 以 上 30 年 未 満	202,700	179,700	152,000	120,000	86,000	
30 年 以 上 31 年 未 満	177,900	157,800	134,000	105,000	75,400	
31 年 以 上 32 年 未 満	153,000	135,900	115,700	90,200	64,300	
32 年 以 上 33 年 未 満	128,400	114,200	97,800	75,000	53,900	
33 年 以 上 34 年 未 満	90,300	82,300	71,800	55,900	39,700	
34 年 以 上 35 年 未 満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十六号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「百分の百三十五」を「百分の百五十」に、「百分の百七十五」を「百分の百九十」に改め、同条第二号中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の八十五」を「百分の九十」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。